

奈良っ子未来輝きプラン

I 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨
<p>○令和元年度に実施した「子どもの生活に関する実態調査」結果等から、困難を抱える家庭の子どもや親に関して、不安的な就労を背景とする経済的な問題や、親が子どもに関わる時間が十分でなかったり、社会的つながりが希薄であることなどが依然として課題であることが明らかになった。</p> <p>○このため、全ての子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、安心感と希望を抱きながらはぐまれる社会の実現に向け、県、市町村、関係機関・団体、企業、県民等が連携・協働し、子どもの育ちと子育てを支える取組を推進するための中期的な方針と推進施策を示す。</p>
2. 計画の根拠法令
<p>①子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく 「子どもの貧困対策についての都道府県計画」（第9条 努力規定）</p> <p>②母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく 「ひとり親家庭等自立促進計画」（第12条 努力規定）</p> <p>※上記2つの計画を一体的に策定</p>
3. 計画期間
令和3年度～7年度（5年間）

4. 計画の策定経緯
<p>○現計画「経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画」を策定（平成28年3月） 期間 平成28年度～令和2年度</p> <p>○県内小中学生世帯及びひとり親世帯の生活実態と意識を把握するため、「子どもの生活に関する実態調査」を実施（令和元年度）</p> <p>○「奈良県子どもの貧困対策会議」において、子どもの貧困等の実態把握に基づく今後の施策のあり方等を検討（令和2年8月及び同年11月開催）</p> <p>○実態調査結果や「奈良県子どもの貧困対策会議」での検討及び庁内関係課へのヒアリング等をふまえて、子どもの貧困対策及びひとり親家庭等の自立促進に関する計画案を取りまとめた。</p>
5. 計画の推進体制等
<p>○本計画の推進にあたっては、「奈良県子どもの貧困対策会議」等の場を通じて、子ども・子育て家庭のニーズを把握するとともに、市町村や関係機関・団体等との適切な役割分担と連携により施策を推進。</p> <p>○毎年度、評価指標の進捗状況と取組実績を把握することにより計画の進行管理を行うとともに、PDCAサイクルに基づき計画を推進。</p>

II 計画の基本的な考え方

1. 基本理念
<p>(1) 経済的困難等を抱える親（ひとり親等）が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮することができる社会を目指す。</p> <p>(2) 経済的困難等を抱える子育て家庭（ひとり親家庭等）の子どもが、安心感と希望を抱きながらはぐまれ、夢への挑戦の機会を保障する社会を目指す。</p>
2. 基本目標
<p>経済的困難等の状況に置かれている子育て家庭（ひとり親家庭等）が、自立・安定した生活の中で地域で孤立することなく、子どもの「伸びていく力」をはぐむことができるよう支援する。</p>

Ⅲ 計画の基本方向と施策の4つの柱

現状と課題

①親の「経済的貧困」の解決

・ひとり親世帯の年収は、半数近くが200万円未満といった依然として厳しい状況。
→経済的な安定の確保のための就労支援や養育費確保の支援が必要。

②親の「時間的貧困」の解決

・母子世帯の約半数が子どもと過ごす時間がとれていない状況。
→ひとり親等が時間的余裕を持てるための子育て・生活の支援が必要。

③子どもの自己肯定感と将来展望のはぐくみ

・世帯年収が高い世帯ほど、子どもが自分に「自信がある」、「将来の夢や目標を持っている」の割合が高い。
→多様な体験の機会の提供など子どもの気持ちに寄り添い、自己肯定感や意欲を培う支援が必要。

④貧困の連鎖の断ち切り

・生活保護世帯の子どもの大学進学率は全体の約半数に留まっている状況。
→地域における学習の場の確保など学びの支援が必要。

⑤親の「つながりの貧困」の解決

・ひとり親世帯のうち、父子家庭の2割が子育てに関する悩みを「誰にも相談しない」、「適当な相談相手がない」状況。
→ひとり親が孤立することのないよう、地域の人に関わる機会を拡充することが必要。

⑥子どもが多様な人と関わる機会の確保

・ひとり親世帯の子どもの方が、それ以外の世帯の子どもと比べて、友達と交流（放課後友達の家にいる割合）する割合が低い。
→家庭外で地域の子どもや多世代の多様な人と関わる機会を拡充することが必要。

⑦市町村や地域の子育て支援機関の役割強化

・市町村が策定する「子どもの貧困対策計画」の策定率18%、「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定率31%の状況。地域でひとり親家庭等を支援する体制の基盤が弱い。
→子どもや家庭について様々な情報を保有する市町村が、ひとり親家庭等の包括的支援機能を担うことが必要。
・困っていても相談できなかつたり、関係機関同士のネットワークが十分機能していない。
→子育て期の最初に関わる保健センターや保育所などの子育て支援機関がリスクを見逃さず、支援が必要な家庭を支援機関につなぐことが必要。

課題解決のための基本方向

ひとり親・生活困窮家庭等の親への就労・生活自立支援

経済的困難等厳しい状況におかれているひとり親家庭・生活困窮家庭などに対し、子育て・生活支援や就労支援等により、自立・安定した生活の中での活躍を促進。

子どもの生活と学びの支援

家庭の経済状況に関わらず、すべての子どもが能力・可能性を最大限に伸ばし、自分の夢に挑戦できるよう教育の支援を充実。

多様な人が子どもをはぐくむ地域づくり

地域の多世代の多様な人が子どもと接することで個々に必要な支援に気づき、親を孤立させず関係者とともに子どもをはぐくむ地域づくりを推進。

福祉・教育等施策横断による親子支援体制づくり

市町村計画の策定を支援するとともに、就労、住まい、教育など、ひとり親家庭等の複合的なニーズにワンストップで対応し、個々の必要な支援につなげる体制づくりを促進。

施策の柱

I 親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮できる環境づくり

II 子どもの「伸びていく力」をはぐくむ

III 地域で親子を支える仕組みづくり

IV 行政における総合的な支援体制づくり

IV 施策の体系

施策の柱	推進施策	主な取組内容(赤字は12の重点取組)	評価指標	現況値	目標値
I 親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮できる環境づくり	(1) 暮らしの安定のための子育て・生活支援	①身近な場所での子育ての学びの推進 ②ひとり親等の生活・子育て援助サービスの充実 ③ひとり親等に対する手当の給付及び生活資金等の貸付 ④県営住宅のひとり親世帯等(福祉世帯向け)の優先入居支援 ⑤ひとり親等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居支援 ⑥ひとり親等の健康づくりの推進及びネットワークづくり ⑦ひとり親等相談機能の充実 ⑧妊娠期からの切れ目のない子育て支援の充実	ひとり親等の生活・子育て援助サービス利用件数 ひとり親が子どもと過ごす時間が「十分にとれている」「大体とれている」割合 居住支援法人の指定法人数	127件(R元) 51.8%(R元) 6法人(R元)	160件 60.0% 16法人
	(2) 経済的自立のための就労支援	①ひとり親等の就労相談、自立支援プログラム策定、就業支援講習 ②ひとり親の資格取得に際する費用の給付 ③ひとり親に対する技能習得のための資金等の貸付 ④生活困窮者の社会的経済的な自立に向けた支援 ⑤ひとり親等の雇用促進のための事業所・関係機関との連携による調査・研究	ひとり親世帯の就業率(母子家庭)	91.4%(R元)	95.0%
	(3) 養育費確保と面会交流の支援	①養育費確保と面会交流の取り決めにかかる法律相談・専門員相談 ②親が離婚前から子どもの養育や生活等について考える機会の提供	母子世帯の母の養育費の取り決め率	44.1%(R元)	60.0%
II 子どもの「伸びていく力」をはぐむ	(1) 多様な主体による子どもの学びの機会の提供	①生活・学習習慣の定着及び学力向上の支援	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 ひとり親世帯の子どもの高等学校等進学率 朝食を毎日食べる子どもの割合	89.5%(H30) 100%(R元) 92.2%(R元)	93.7% 100% 100.0%
	(2) 子どもの悩みを受け止める心のケアの充実	①スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談・教育支援体制の充実 ②中・高校生が気軽に相談できる相談窓口の設置 ③子どもの状況を把握・共有するため、学校と放課後児童クラブの連携を促進 ④ヤングケアラーへの相談・支援	・スクールカウンセラーの配置率 ・スクールソーシャルワーカーの派遣率	49.1%(R2) 30.7%(R2)	対前年度以上 (毎年度増)
	(3) 高等教育の希望をかなえるための支援	①高等学校での就学の安定化のための教育費負担の軽減 ②児童養護施設退所者等に対する生活費等の貸付 ③中途退学者等への支援	・生活保護世帯の子どもの大学等進学率(専修学校等を含む) ・ひとり親世帯の子どもの大学等進学率(専修学校等を含む)	34.8%(H30) 58.5%(R元)	36.0% 59.0%
III 地域で親子を支える仕組みづくり	(1) 身近な親子を日常的にあたかく見守る人づくり・地域づくり	①地域全体で親子を支える気運を醸成する県民運動の展開 ②地域の多世代の多様な人が参画する新たな地域ネットワークの構築 ③行政やNPO等民間団体による子育て支援に参画する地域人材の育成 ④母子家庭等当事者団体と行政との協働の推進	市町村における子ども地域ネットワーク構築数 (※生活困窮世帯やひとり親世帯を支えるために構築する市町村、社会福祉協議会、学校、自治会、子ども食堂等による地域ネットワーク)	—	15市町村
	(2) 親や子どもが安心して集える地域の居場所づくり	①こども食堂の普及と多機能化の推進 ②子どもの学習支援教室の設置促進 ③地域による体験学習及び交流の場の提供	小学校区におけるこども食堂設置率	25.1%(R2)	100.0%
IV 行政における総合的な支援体制づくり	(1) 市町村における計画的な施策推進の支援	①市町村の「子どもの貧困対策計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定等の支援	子どもの貧困対策に関する計画策定数 ひとり親家庭等自立促進計画策定数	7市町(R2) 4市(R2)	26市町村 13市村
	(2) 支援が必要な親子に日常的に寄り添い適切なサービスに結びつける仕組みづくり	①すべての子育て家庭を支える「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進と機能強化 ②支援が必要な子育て家庭に寄り添い関わっていくための情報基盤の整備 ③支援が必要な子育て家庭を適切なサービスに結びつけるための福祉・教育連携の強化 ④親子の困りごとを把握し支援機関につなぐ保育所や放課後児童クラブ等の対応力向上	市町村子ども家庭総合支援拠点の設置率	28.2%(R2)	100.0%

V 計画における重点取組

推進施策	12の重点取組	取組内容
<p>(1) 暮らしの安定のための子育て・生活支援</p>	<p>①身近な場所での子育ての学びの推進 【県・市町村・民間】</p> <p>②ひとり親等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居支援 【県・民間】</p> <p>③ひとり親等の健康づくり及びネットワークづくり 【県・民間】</p>	<p>○親権者が児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化されたことを踏まえ、体罰等を容認しない気運を醸成し、市町村等とともに子育ての学びを推進。</p> <p>○ひとり親家庭や住宅の確保が困難な子育て世帯について、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録と当該物件の情報提供を行う。また、入居や入居後の生活の安定を図るため、見守りや生活相談などを行う居住支援法人の指定法人数を増やすことにより、住居の確保とともに、生活支援の充実を図る。</p> <p>○ひとり親等が社会の担い手として力を発揮することができるよう、健康に関する講座の開催や健康チェック等により、心のケアと健康な体づくりを支援。 ○屋外での健康づくりイベント等を通じて、母子家庭や寡婦が交流を深め、共に支え合う仲間づくりを支援。</p>
<p>(2) 経済的自立のための就労支援</p>	<p>④ひとり親等の雇用促進のための事業所・関係機関との連携による調査・研究 【国・県・民間】</p>	<p>○県内事業所・就労支援機関等との連携により、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用等雇用拡大や就労支援充実のための調査・研究を実施。</p>
<p>(3) 養育費確保と面会交流の支援</p>	<p>⑤親が離婚前から子どもの養育や生活等について考える機会の提供 【県・市】</p>	<p>○離婚前の手続や離婚後の生活で困らないよう、離婚を考えている父母等を対象に、離婚後における子どもとの関わり方や、養育費の支払いや面会交流に関する取り決め方法等について考える機会を提供。</p>
<p>(4) 多様な主体による子どもの学びの機会の提供</p>	<p>⑥生活・学習習慣の定着及び学力向上の支援 【県・市町村】</p>	<p>○学校と地域の協働活動による学習支援を実施。 ○教員OBや学習支援サポーター等による生活・学習支援教室の開催等によるひとり親家庭や生活保護世帯等の子どもの生活習慣の習得、心のケア、学習支援等を推進。</p>
<p>(5) 子どもの悩みを受け止める心のケアの充実</p>	<p>⑦子どもの状況を把握・共有するため、学校と放課後児童クラブの連携を促進 【県】</p>	<p>○養護教諭と放課後児童クラブ指導員等が子どもの悩みを受け止め、連携しながら必要な支援につなぐことができるよう合同研修等を実施し、カウンセリングマインドの醸成を図る。</p>
<p>(6) 高等教育の希望をかなえるための支援</p>	<p>⑧中途退学者等への支援 【県】</p>	<p>○高等学校を中途退学した者が、再び学び直す場合に、経済的理由から断念することがないように授業料を支援。 ○ひきこもり等の若者やその家族への相談対応や訪問支援等を実施し、ひきこもりからの脱却と社会復帰に繋げる。また、若者の支援団体対象の研修会を実施し、関係機関の連携強化を図る。</p>
<p>(7) 身近な親子を日常的にあたたかく見守る人づくり・地域づくり</p>	<p>⑨地域の多世代の多様な人が参画する新たな地域ネットワークの構築 【県・市町村・民間】</p>	<p>○地域が生活困窮世帯やひとり親世帯を支える「子どもへのやさしさあふれる地域づくり」を推進するため、地域住民による親子との交流活動等を展開する「こども食堂」を普及するとともに、NPOや店舗等地域の様々な主体がつながり、多様な人が子どもや親に関わる新たな仕組みづくりを県と市町村との協働により推進。</p>
<p>(8) 親や子どもが安心して集える地域の居場所づくり</p>	<p>⑩こども食堂の普及と多機能化の推進 【県・市町村・民間】</p>	<p>○こども食堂の普及と相談等の多機能化を推進するため、こども食堂コーディネーターが、立ち上げに向けたノウハウを提供するとともに、こども食堂の実践交流、企業等による応援・協力の拡大を支援し、こども食堂が持続可能な活動となるよう活動基盤の強化につなげる。</p>
<p>(9) 市町村における計画的な施策推進の支援</p>	<p>⑪市町村の「子どもの貧困対策計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定等の支援 【県】</p>	<p>○市町村の「子どもの貧困対策計画」及び「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定を支援するため、計画策定に関する情報提供や策定に向けた助言を実施。</p>
<p>(10) 支援が必要な親子に日常的に寄り添い適切なサービスに結びつける仕組みづくり</p>	<p>⑫すべての子育て家庭を支える「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進と機能強化 【県・市町村】</p>	<p>○すべての子育て家庭を支える「市町村子ども家庭総合支援拠点」の令和4年度までの全市町村への設置と設置済み拠点の機能強化のための市町村担当者向け研修の充実や個別助言を行う等、きめ細かな支援を実施。</p>